

欧州地域税務ニュース

2026年5月号

目次

| | | |
|----|---|-----|
| 01 | 今月のハイライト | p.1 |
| 02 | 各国税務ニュース(2026年5月) | p.2 |
| | 英国 ドイツ オランダ フランス | |
| | イタリア | |
| 03 | セミナー情報 | p.4 |
| 04 | 各国問い合わせ先 | p.5 |

今月のハイライト

1. 英国では、2025年11月26日に英国の秋季予算案が公表されました。今回の税制改正においては、所得税、法人税、VAT(付加価値税)などの主要税率に変更はなかったものの、配当や不動産、貯蓄所得に対する税率の引き上げ、減価償却のうち Writing down allowance (WDA:減価償却控除)に対する償却率の引き下げなど、法人、個人に幅広く影響する内容も盛り込まれています。
2. ドイツでは、税務関連規定の改正案を閣議決定しました。今回の改正案には、不動産移転税に関する要件の見直しや、営業税の賦課率の引き上げ措置が盛り込まれています。
3. フランスでは、2026年9月1日から、フランス所在の全ての法人に必要な電子インボイスの受領義務が実務上開始されます。コンプライアンス上、対応は必須です。
4. イタリアでは、米国法人に対し、イタリア子会社における配当源泉税超過分の還付請求権を認め、EU(欧州連合)／EEA(欧州経済領域)居住株主との税率差は、ECJ(欧州司法裁判所)の「資本の自由移動原則」に反する不当な差別と判断しました。
5. EUに関するアップデートとして、Pillar2に関する Side-by-Side Package の公表、EUにおける国別報告書の開示制度(Public CbCR)、CBAM(炭素国境調整措置)簡素化案の正式公布を紹介しています(PwC オランダの記事をご参照ください)。

英国



英国 2025 年秋の税制改正

2025年11月26日に英国の秋季予算案が公表されました。今回の税制改正においては、所得税、法人税、VATなどの主要税率に変更はなかったものの、配当や不動産、貯蓄所得に対する税率の引き上げ、減価償却のうち Writing down allowance に対する償却率の引き下げなど、法人、個人に幅広く影響する内容も盛り込まれています。本ニュースレターではそれらを含む主要な改正内容を解説しています。

ドイツ



ドイツにおける不動産移転税および営業税の改正案

2026年1月、ドイツ連邦政府は、税務関連規定の改正案を閣議決定しました。今回の改正案には、不動産移転税に関する要件の見直しや、営業税の賦課率の引き上げ措置が盛り込まれています。本 Newsflash では、特に不動産移転税の二重課税問題に関する判例と改正案を中心に解説しています。

ドイツ連邦財政裁判所、利益移転契約の「実際の履行」に関する要件を具体化

利益移転契約の履行に関するドイツ連邦財政裁判所での判決が、2026年3月12日に公表されました。本判決では、利益移転契約の「実際の履行」に求められる時間的要件について初めて具体的な見解が示されました。本 Newsflash ではその内容について概要をご紹介します。

オランダ



EU Tax Developments 2026 年春号

EUにおける主要な税務動向として、OECD Pillar2 税制に関する Side-by-Side Package の公表、EU 国別報告書の開示制度(Public CbCR)、CBAM 簡素化案の正式公布、EU 委員会による指令(DAC)の見直しなどをご紹介します。

フランス



フランス税務: 電子インボイスとデジタル報告対応

2026年9月1日から実務上開始される、フランス所在の全ての法人に必要な電子インボイスの受領義務について解説します。電子インボイスが受領できない場合、請求・支払が停止し、取引継続が困難になるため、コンプライアンス上の義務として対応は必須です。

イタリア



イタリア裁判所による非 EU 法人配当源泉税還付判決の要点

アブルッツォ州第二審税務裁判所は、2026年2月17日付判決において、イタリア子会社を持つ米国法人が配当に係る源泉徴収税(WHT)の還付請求権を有することを認定しました。本判決は、イタリア・米国租税条約に基づく5%の源泉税率と、EU/EEA 居住株主に適用される1.2%の税率との間の差別的取り扱いが、資本の自由移動を不当に制限すると判断しています。さらに、2018年に分配された配当に対し支払われた3.8%分の超過源泉税の還付を命じた第一審判決を支持しました。

本判決は、イタリア子会社から配当を受領し、1.2%を超える源泉税を支払った非 EU 法人にとって、還付手続の重要な機会を示すものです。また、欧州司法裁判所(ECJ)が確立した資本の自由移動原則が第三国の株主にも適用されることを明確化し、EU 域外居住であることのみを理由とする差別的課税は正当化されないことを確認しました。この還付請求は、EU 親子会社指令の要件を満たさない持分についても利用が可能です。

ポイント

- 非 EU 法人による配当源泉税還付請求の承認
- 資本の自由移動原則の第三国株主への適用
- 将来的な還付請求および対応策の検討が求められる

Doing Business

欧州進出を検討されている、あるいは事業展開されている日系企業の皆様に役立つ会社法、税制、会計などの情報をまとめています。ぜひご活用ください。

- [Doing business and investing in the UK](#)
- [Doing Business in Germany 日本語版 2022/23](#)
- [Doing Business in the Netherland 日本語版 2025](#)

セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

英国



税務アップデートセミナー

2025年12月8日に「税務アップデートセミナー」を実施しました。

本セミナーでは、2025年度秋季予算案に加えて、英国 Pillar2 や間接税(VAT、環境税)、雇用税などに係る最新の動向、そして現在日々進化している生成 AI や税務テクノロジーについて解説しました。実施内容に関してご興味がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先: 西尾 浩一 (koichi.x.nishio@pwc.com)

ドイツ



日系企業向け 2026 年春季税制アップデートウェブキャスト

本ウェブキャストでは、2025年から2026年に注目されるドイツおよび国際税務の主要なトピックを取り上げ、重要な税制改正、Pillar2の最新動向、また最近の判例やガイダンスについて解説しています。実施内容に関してご興味がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先: 藤井 隆行 (takayuki.b.fujii@pwc.com)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

| | | |
|-----------------------|---|---|
| PwC 税理士法人 | 八木 淑恵(税理士法人 パートナー) 厚地 崇兵(税理士法人 シニア・マネージャー) <u>タックスカントリーデスク: 英国・ドイツ・オランダ</u> | 問い合わせ先: shuhei.atsuchi@pwc.com |
| PwC 英国 | 安田 裕規(JBN UK Co-Leader) David Yates(JBN UK Tax Leader) 西尾 浩一(税務) 小浜 淳子(コーディネーター) | 問い合わせ先: koichi.x.nishio@pwc.com |
| PwC ドイツ | Uwe Hohage(JBN & Markets Co-Leader EMEA) 藤井 隆行(税務) | 問い合わせ先: takayuki.b.fujii@pwc.com |
| PwC オランダ | Pieter Janson(JBN Netherlands Tax Leader) 松村 隆志(法人税) 竹内 啓人(移転価格) | 問い合わせ先: takashi.m.matsumura@pwc.com |
| PwC フランス | Franck David(JBN France Tax Leader) 猪又 和奈(税務、法務) | 問い合わせ先: kazuna.inomata@avocats.pwc.com |
| PwC ベルギー | 横山 嘉伸(税務) | 問い合わせ先: yoshinobu.yokoyama@pwc.com |
| PwC ルクセンブルク | 森本 薫(JBN Luxemburg Country Leader) | 問い合わせ先: kaoru.m.morimoto@pwc.com |
| PwC イタリア | Simone Marchio(JBN Italy Tax Leader) 前田 裕(マーケティング) | 問い合わせ先: yu.maeda@pwc.com |
| PwC スイス | Erik Steiger(JBN Switzerland Tax Leader) | 問い合わせ先: erik.steiger@pwc.ch |
| PwC チェコ (他 CEE 諸国) | 山崎 俊幸(税務) | 問い合わせ先: toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com |
| PwC ポーランド | ロルスキー 真美 | 問い合わせ先: mami.rolski@pwc.com |

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。